

公正取引委員会の報道発表資料について

公正取引委員会の平成17年12月26日付報道発表資料によると、公正取引委員会は、いわゆる「マイナスイオン水」およびいわゆる「ミネラル還元水素水」と称する家庭用品(水道水を活性化させることを標榜するもの)を販売している3社に対して排除命令を行いました。

これは、該当する家庭用品に係る表示において、景品表示法第4条第1項第1号(優良誤認)に定める規定に違反する事実が認められると判定し、同条第2項の規定により、同法第6条第1項の規定に基づく措置です。

いわゆる「マイナスイオン水」とは、磁石でできた筒状の商品で、水道水を通過させると、風呂場のかびの発生を抑え、台所シンク周りのヌメリを抑えるなどの効能・効果を有する水を生成するというもの。

いわゆる「ミネラル還元水素水」とは、浄水カートリッジと交流電気分解装置からなる商品で、水道水を通過させると、体内の活性酸素を消去できる効能・効果を有する水を生成するというもの。

それぞれの表示内容は次表の通りとされています。

「マイナスイオン水」	一般消費者に配布していたパンフレット及び一般消費者に対し閲覧可能な状態にしているホームページに掲載した広告において、当該商品に水道水を通過させることによって得られる水は、風呂場のかびの発生やバスタブ内の湯あかの発生を抑え、トイレの水あかを付きにくくし、トイレの臭いを解消し、洗濯時に衣類の汚れが落ちやすくふっくらと仕上げ、洗剤の使用量を削減し、台所のシンク周りのぬめりを抑え、食器のしつこい油汚れを落ちやすくするかのように表示。
「ミネラル還元水素水」	一般消費者に配布していたパンフレットにおいて、当該商品を用いて水道水から生成される飲用水には、にんじんやレモンに匹敵する抗酸化力があり、同水を飲むことにより体内の活性酸素を消去できるかのように表示。
	一般消費者に対し閲覧可能な状態にしているホームページに掲載した広告及び一般消費者に配布していたパンフレットにおいて、当該商品を用いて水道水から生成される水を飲むことにより、高い抗酸化力で体内の活性酸素を消去できるかのように表示。

排除措置とは：

上記の表示は、一般消費者に対し実際よりも著しく優良であるかの如く示している旨を公けにすること、再発防止策を講じて、これを役員及び従業員並びに自社に登録している販売員に周知徹底させること、今後、同様の表示を行わないこと。

機能水に関して、機能水研究振興財団では「人為的な処理によって再現性のある有用な機能を付与された水溶液の中で、処理と機能に関して科学的根拠が明らかにされたもの、及び明らかにされようとするもの」という日本機能水学会の定義に従っており、主として電解水を取り扱っています。

一般的に、「アルカリイオン整水器」、「アルカリイオン水生成器」、「電解イオン水生成器」、「電解還元水生成器」などと称される家庭用電解水生成器は、直流電気分解装置であり、厚生労働省の医療機器承認を得たものです。これらの機器によって生成される電解水は、上記の定義に該当する機能水であり、公正取引委員会より排除命令が行われたものとは全く異なるものです。

なお、家庭用電解水生成器とは、薬事法施行令第1条において機械器具83「医療用物質生成器」に類別される連続式電解水生成器及び貯槽式電解水生成器を指します。

平成18年1月6日
財団法人機能水研究振興財団